

2019年（平成31年）2月13日

京都府選出及び選挙区又は地元事務所を有する

参議院及び衆議院厚生労働委員会委員の国会議員 各位

京都弁護士会

会 長 浅 野 則 明

京都社会福祉士会

会 長 福 富 昌 城

京都精神保健福祉士協会

会 長 西 村 睦 美

京都医療ソーシャルワーカー協会

会 長 巖 弥 生 子

京都府介護福祉士会

会 長 柏 本 英 子

生活保護制度における夏季加算新設及び冷房器具購入費等の支給に関する
通知の周知・改善に関する要望書

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より、社会福祉の発展充実にご尽力いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、猛暑が続いた昨夏、熱中症による救急搬送が増加し、札幌市では生活保護利用者が死亡する事態が発生しました。このことは、昨年だけの問題にとどまらず、これまでの気象データから鑑みても、今後も引き続き起きうるものと推測されます。

しかし、生活保護利用者は、2013年に生活扶助が平均6.5%、最大10%引き下げられ、昨年10月からはさらに5%切り下げられることによって、生活扶助からの光熱費支出を控える傾向が強まっており、熱中症による命の危機に晒される事態となっております。生活保護を利用し地域生活を送る障害者、高齢者等が多数存在する実態も踏まえると、このような危機的事態を見過ごすわけにはいきません。

そこで、私たち5団体としまして下記の3項目に関して可及的速やかな対応を強く要望いたします。

記

1. 電気料金が支払えず、エアコン利用を控えざるを得ないという事態が散見されています。
生活保護制度において冬季加算と同様に夏季加算を新設してください。
2. 2018年6月27日に発表された「エアコン等の冷房機器購入費と設置費用の支給を認める通知」の周知及び積極的な運用をお願いいたします。
3. エアコンが未設置な状況の古い家屋や公営住宅なども少なからず確認されています。同通知を2018年3月以前に保護開始された生活保護利用者にも適用範囲を広げてください。

以上

【本状に関する問い合わせ先】

- 京都弁護士会

〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下ル

TEL : 075-231-2378

- (一社) 京都社会福祉士会

〒602-8143 京都市上京区猪熊通丸太町下ル仲之町 519 京都社会福祉会館 206

TEL : 075-803-1574

- 京都精神保健福祉士協会

〒602-0895 京都市上京区上御霊前町 410 医療法人つばき医院内

TEL : 075-411-1011

- 京都医療ソーシャルワーカー協会

〒603-8151 京都市北区小山下総町 27 番地 事務局 : 京都鞍馬口医療センター

TEL : 075-441-6101 (代表)

- (一社) 京都府介護福祉士会

〒602-8143 京都市上京区猪熊通丸太町下ル仲之町 519 京都社会福祉会館 2 階

TEL : 075-801-8060